

令和2年 No.24

○東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科委員会規程の一部を改正する規程

改正理由

博士課程における長期履修学生制度の導入に伴い、所要の改正を行うものである。

○東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科における博士の学位の取扱細則の一部を改正する細則

改正理由

学位論文審査の申請に係る様式の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和2年3月18日 博士研究科委員会 審議・承認

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科委員会規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和2年3月19日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

令和2年規程第14号

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科委員会規程の一部を改正する規程

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科委員会規程（平成8年規程第11号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科における博士の学位の取扱細則の一部を改正する細則を次のように制定する。

令和2年3月19日

国立大学法人東京学芸大学長

出口利定

令和2年細則第4号

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科における博士の学位の取扱細則の一部を改正する細則

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科における博士の学位の取扱細則（平成8年12月5日制定）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科委員会規程の一部改正について

改正理由：博士課程における長期履修学生制度の導入に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(審議事項)</p> <p>第5条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 大学院学則のうち研究科に関する規定、研究科規程、その他研究科に関する諸規程の制定及び改廃に関する事項</p> <p>(2) 研究科の専攻・講座の設置、廃止等の方針に関する事項</p> <p>(3) 研究科長、研究科専任教員及び研究科所属教員の選考に関する事項</p> <p>(4) 研究科の教育計画の編成及び実施に関する基本的事項</p> <p>(5) 指導教員の選定に関する事項</p> <p>(6) 入学者の選抜の方針及び実施計画に関する事項</p> <p><u>(7) 長期履修学生の認定に関する事項</u></p> <p><u>(8) 学生の厚生補導及び身分に関する事項</u></p> <p><u>(9) 学位論文審査委員会の設置に関する事項</u></p> <p><u>(10) 学位の授与及び課程修了の認定に関する事項</u></p> <p><u>(11) 研究科の教育研究活動等の状況の評価に関する事項</u></p> <p><u>(12) 予算に関する重要事項</u></p> <p><u>(13) 研究科の組織及び運営に関する重要事項</u></p> <p><u>(14) その他研究科長が必要と認めた事項</u></p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和2年4月1日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(審議事項)</p> <p>第5条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 大学院学則のうち研究科に関する規定、研究科規程、その他研究科に関する諸規程の制定及び改廃に関する事項</p> <p>(2) 研究科の専攻・講座の設置、廃止等の方針に関する事項</p> <p>(3) 研究科長、研究科専任教員及び研究科所属教員の選考に関する事項</p> <p>(4) 研究科の教育計画の編成及び実施に関する基本的事項</p> <p>(5) 指導教員の選定に関する事項</p> <p>(6) 入学者の選抜の方針及び実施計画に関する事項</p> <p><u>(7) 学生の厚生補導及び身分に関する事項</u></p> <p><u>(8) 学位論文審査委員会の設置に関する事項</u></p> <p><u>(9) 学位の授与及び課程修了の認定に関する事項</u></p> <p><u>(10) 研究科の教育研究活動等の状況の評価に関する事項</u></p> <p><u>(11) 予算に関する重要事項</u></p> <p><u>(12) 研究科の組織及び運営に関する重要事項</u></p> <p><u>(13) その他研究科長が必要と認めた事項</u></p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科における博士の学位の取扱細則の一部改正について

改正理由：学位論文審査の申請に係る様式の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(学位論文の審査提出書類)</p> <p>第4条 第2条に掲げる者が、学位論文の審査を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を、主指導教員の承認を得て連合学校教育学研究科長（以下「研究科長」という。）に提出するものとする。</p> <p>(1) 学位申請書（別紙様式第1号） 1部</p> <p>(2) 論文目録（別紙記入要領のとおり） 1部</p> <p>(3) 学位論文（和文又は英文） 正1・副5部</p> <p>(4) 学位論文要旨（別紙様式第2号）〔和文 2000 字又は英文 1200 語程度〕 1部</p> <p>(5) 履歴書（別紙様式第3号） 1部</p> <p>(6) その他必要と認めるもの</p>	<p>〔省略〕</p> <p>(学位論文の審査提出書類)</p> <p>第4条 第2条に掲げる者が、学位論文の審査を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を、主指導教員の承認を得て連合学校教育学研究科長（以下「研究科長」という。）に提出するものとする。</p> <p>(1) 学位申請書（別紙様式第1号） 1部</p> <p>(2) 論文目録（別紙記入要領のとおり） 1部</p> <p>(3) 学位論文（和文又は英文） 正1・副5部</p> <p>(4) 学位論文要旨（別紙様式第3号）〔和文 2000 字又は英文 1200 語程度〕 1部</p> <p>(5) 履歴書（別紙様式第4号） 1部</p> <p>(6) その他必要と認めるもの</p>
<p>〔省略〕</p> <p>(資格審査)</p> <p>第6条 前条第1号の資格審査を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を研究科長に提出するものとする。</p> <p>(1) 学位論文申請資格審査願（別紙様式第4号） 1部</p> <p>(2) 論文目録（別紙記入要領のとおり） 1部</p> <p>(3) 学位論文要旨（別紙様式第2号）〔和文 2000 字又は英文 1200 語程度〕 1部</p> <p>(4) 履歴書（別紙様式第3号） 1部</p> <p>(5) 最終学校の卒業証明書又は修了証明書 1部</p> <p>(6) 主指導教員資格者である教員の推薦状（以下この推薦状を作成した教員を「推薦教員」という。） 1部</p> <p>2～5 〔省略〕</p> <p>(学位論文の審査提出書類)</p> <p>第7条 第5条各号に掲げる者が、学位論文の審査を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類に学位論文審査手数料（以下「手数料」という。）57,000 円を添え研究科長を経て、学長に提出するものとする。ただし、研究科に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学したときから1年以内に学位論文を提</p>	<p>〔省略〕</p> <p>(資格審査)</p> <p>第6条 前条第1号の資格審査を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を研究科長に提出するものとする。</p> <p>(1) 学位論文申請資格審査願（別紙様式第5号） 1部</p> <p>(2) 論文目録（別紙記入要領のとおり） 1部</p> <p>(3) 学位論文要旨（別紙様式第3号）〔和文 2000 字又は英文 1200 語程度〕 1部</p> <p>(4) 履歴書（別紙様式第4号） 1部</p> <p>(5) 最終学校の卒業証明書又は修了証明書 1部</p> <p>(6) 主指導教員資格者である教員の推薦状（以下この推薦状を作成した教員を「推薦教員」という。） 1部</p> <p>2～5 〔省略〕</p> <p>(学位論文の審査提出書類)</p> <p>第7条 第5条各号に掲げる者が、学位論文の審査を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類に学位論文審査手数料（以下「手数料」という。）57,000 円を添え研究科長を経て、学長に提出するものとする。ただし、研究科に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学したときから1年以内に学位論文を提</p>

出する者にあつては、手数料を免除する。

- (1)学位申請書 (別紙様式第1号の2) 1部
- (2)論文目録 (別紙記入要領のとおり) 1部
- (3)学位論文 (和文又は英文) 正1・副5部
- (4)学位論文要旨 (別紙様式第2号) [和文2000字又は英文1200語程度] 1部
- (5)履歴書 (別紙様式第3号) 1部
- (6)最終学校の卒業証明書又は修了証明書 1部
- (7)主指導教員資格者である教員の推薦状 1部
- (8)その他必要と認めるもの

[省略]

(審査結果の研究科運営委員会への報告)

第10条 学位規程第26条の規定に定める報告は、学位論文の内容の要旨、学位論文審査結果の要旨 (別紙様式第5号) 及び最終試験結果の要旨 (別紙様式第6号) 又は学力確認結果の要旨 (別紙様式第7号) により行うものとする。

[省略]

別紙様式第1号 (第4条関係)

学位申請書		年月日
東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科長 殿		
主指導教員 氏名 (自署)		印
申請者		
年度入学		
東京学芸大学連合学校教育学研究科		
氏名		印
(自署)		
[省略]		

出する者にあつては、手数料を免除する。

- (1)学位申請書 (別紙様式第1号の2) 1部
- (2)論文目録 (別紙記入要領のとおり) 1部
- (3)学位論文 (和文又は英文) 正1・副5部
- (4)学位論文要旨 (別紙様式第3号) [和文2000字又は英文1200語程度] 1部
- (5)履歴書 (別紙様式第4号) 1部
- (6)最終学校の卒業証明書又は修了証明書 1部
- (7)主指導教員資格者である教員の推薦状 1部
- (8)その他必要と認めるもの

[省略]

(審査結果の研究科運営委員会への報告)

第10条 学位規程第26条の規定に定める報告は、学位論文の内容の要旨、学位論文審査結果の要旨 (別紙様式第6号) 及び最終試験結果の要旨 (別紙様式第7号) 又は学力確認結果の要旨 (別紙様式第8号) により行うものとする。

[省略]

別紙様式第1号 (第4条関係)

学位申請書		年月日
東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科長 殿		
主指導教員 氏名		印
申請者		
年度入学		
東京学芸大学連合学校教育学研究科		
氏名		印
(自署)		
[省略]		

別紙様式第1号の2 (第7条関係)

学位申請書		年月日
東京学芸大学長 殿		
推薦教員 氏名 (自署)		印
申請者		
氏名		印
(自署)		
[省略]		

[省略]

別紙様式第2号 (第4条, 第7条関係)

[省略]

別紙様式第3号 (第4条, 第6条, 第7条関係)

[省略]

別紙様式第4号 (第6条関係)

[省略]

別紙様式第5号 (第10条関係)

[省略]

別紙様式第6号 (第10条関係)

[省略]

別紙様式第7号 (第10条関係)

[省略]

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

別紙様式第1号の2 (第7条関係)

学位申請書		年月日
東京学芸大学長 殿		
推薦教員 氏名		印
申請者		
氏名		印
[省略]		

[省略]

別紙様式第3号 (第4条, 第7条関係)

[省略]

別紙様式第4号 (第4条, 第6条, 第7条関係)

[省略]

別紙様式第5号 (第6条関係)

[省略]

別紙様式第6号 (第10条関係)

[省略]

別紙様式第7号 (第10条関係)

[省略]

別紙様式第8号 (第10条関係)

[省略]

